



PwCベトナム ニュースブリーフ

みなし輸出入取引(In-country import and export取引)の廃止案に関する
アップデート



www.pwc.com/vn



ご一読ください

こちらは、2023年6月9日に発行された本件
に関する前回のニュースブリーフ(英語版)の
アップデートです。

2023年8月25日、財務省(以下、MoF)は、
政令08/2015の第35条で定められるみなし
輸出入取引を廃止する提案を政府に提出し
ました。

また、MoFはみなし輸出入取引が実施でき
なくなつた場合の代替手続および解決策も提
案しています。



1

詳細

当該政令案の主なポイントは以下のとおりです。

(i) 政令08を改正し、みなし輸出入取引の実施を制限する政令案の内容は次のとおり。

「2. 政令08/2015/ND-CP号(2015年1月21日付)の第35条の廃止

ベトナム企業とベトナムに拠点を持たない海外の組織または個人との売買取引で、ベトナム国内の他の企業に製品を直接引き渡す、もしくはベトナム国内の他の企業から製品を直接受け取るように指示された取引(みなし輸出入取引)について、本政令の施行日から最長1年間は、引き続き取引を実施することができる。ただし、外国貿易管理法第3条5項に定める海外の貿易業者がベトナムに拠点を有しないという条件を満たさなければならない。」

当該政令案によれば、施行日から1年間の移行期間中は、ベトナムに拠点を持たない海外の貿易業者が関与する三国間取引は、引き続き国内での輸出入通関手続きを適用することができます。

これは歓迎すべき経過措置ではありますが、当該取引について国内での輸出入通関手続きが適用できるのは、海外の貿易業者が「ベトナムに拠点を持たない」場合に限られることに留意が必要です(この点については2023年9月27日に発行されたニュースブリーフ(日本版)をご確認ください。)。



詳細

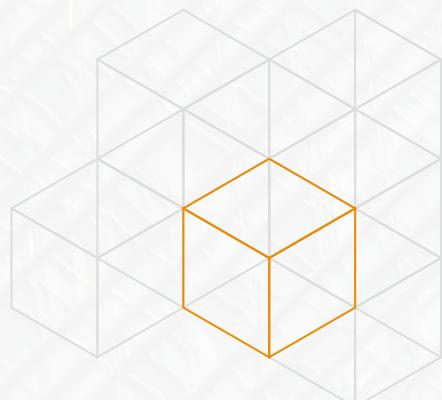
(ii) ベトナム企業とEPE企業(輸出加工企業、または輸出加工区に所在する企業)との間の無償支給による製造委託取引や売買取引については、依然としてみなし輸出入取引を用いることができます。財務省はこれらの取引についての税関手続きのガイドラインを発行する予定です。

(iii) 財務省は、保税倉庫の利用やNon-EPEからEPEへの転換など、みなし輸出入取引が認められなくなった場合の代替案・解決策を提案しています。上記の対応を行わない場合、これらの取引は国内企業間の売買取引として扱う必要があります。これらの取引が国内企業間の売買取引として扱われた場合、主に、回収不能のアウトプットVATや、製品を製造するために輸入される原材料に対する追加的な輸入関税といったコストが生じることになります。

これらの「解決策」が理想とはかけ離れており、多くの場合、現実の経営上は実現不可能であることは明らかです。

財務省の提案を当局が検討する間、影響を受ける企業は、提案された代替案を検討し、事業継続性を確保するために最も効率的なサプライチェーンを検討することが推奨されます。

もしサポートが必要な場合は、弊社までご連絡ください。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
詳細についてはお問い合わせ下さい。



今井 慎平 / Shimpei Imai

ディレクター

+84 90 175 5377

shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure

シニアマネージャー

+84 32 543 6850

kogure.hiroyuki@pwc.com

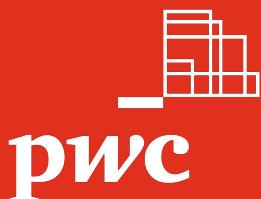


塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto

マネージャー

+84 76 471 6470

tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



www.pwc.com/vn

